

参 考 資 料

〔 犯 罪 収 益 移 転 防 止 法 に お け る
オンラインで完結可能な本人確認方法の概要 〕

オンラインで完結可能な本人確認方法の種類

類型		方法	該当条項 ^(注)
個人顧客向け	本人確認書類を用いた方法	「写真付き本人確認書類のICチップ情報」+「容貌の画像」を用いた方法	1号ホ
		「本人確認書類のICチップ情報」+「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法	1号へ(1)
		「本人確認書類のICチップ情報」+「顧客名義口座への振込み」を用いた方法	1号へ(2)
	カード代替電磁的記録を用いた方法	「カード代替電磁的記録」を用いた方法	1号リ
	電子証明書を用いた方法	「公的個人認証サービスの署名用電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書)」を用いた方法	1号ヲ
「民間事業者発行の電子証明書」を用いた方法		1号ル・ワ	
法人顧客向け		「登記情報提供サービスの登記情報」を用いた方法	3号ロ
		「電子認証登記所発行の電子証明書」を用いた方法	3号ホ

(注) いずれも犯罪収益移転防止法施行規則(以下「犯収法規則」)6条1項

オンラインで完結可能な本人確認方法(個人顧客向け①)

「写真付き本人確認書類のICチップ情報」+「容貌の画像」を用いた方法 [犯収法規則6条1項1号ホ]

[例]



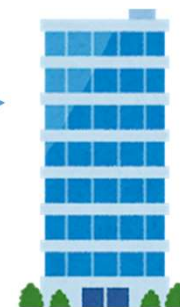
顧客
(個人)

特定事業者が提供するソフトウェアを使用して送信

写真付き本人確認書類のICチップ情報
(氏名、住居、生年月日及び写真の情報)

容貌の画像

ICチップ情報
(氏名、住居、
生年月日及び
写真の情報)



特定事業者
(金融機関等)

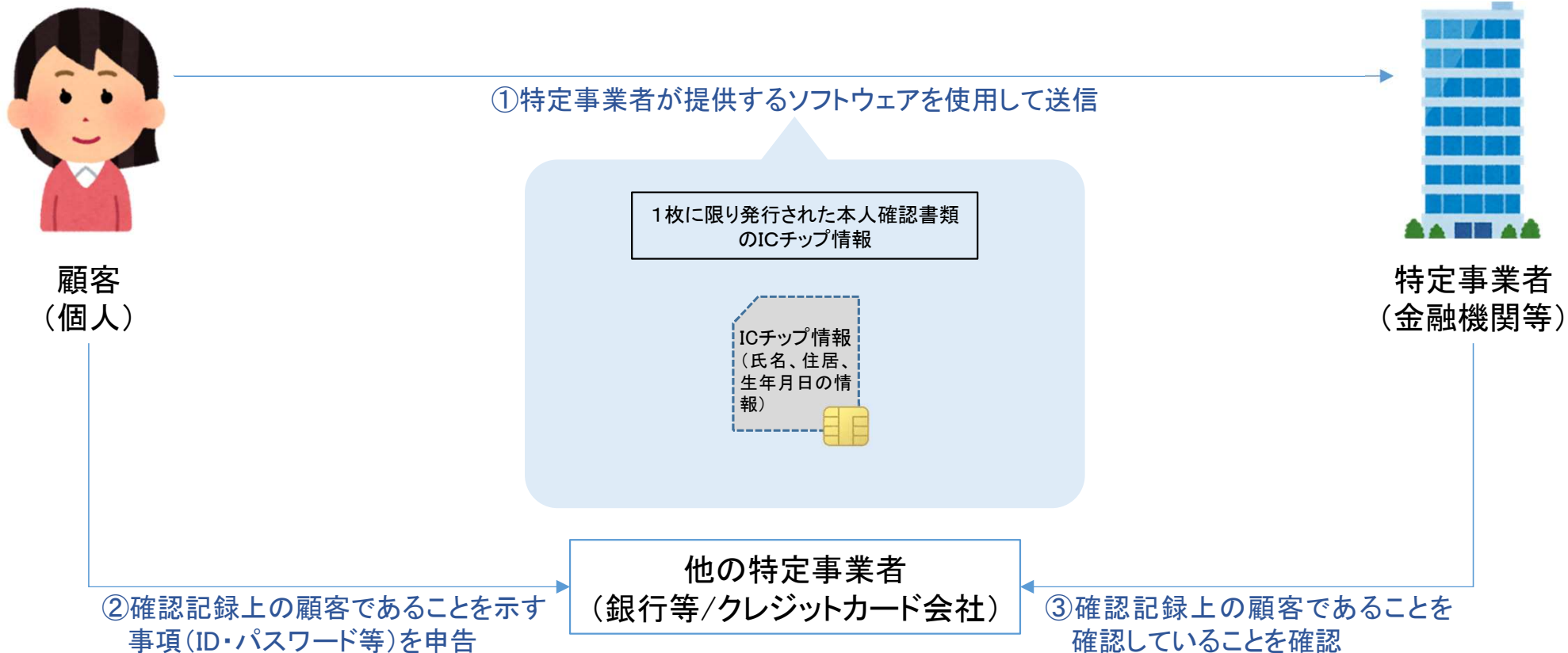
【補足】

- ✓ 「特定事業者が提供するソフトウェア」は、特定事業者の委託先などが開発・提供するソフトウェアも可。また、ソフトウェアを使用する端末は、顧客の端末(パソコン、スマートフォンなど)でも特定事業者の端末でもいずれも可。
- ✓ 「画像」は、静止画に限らず動画も含まれる。
- ✓ ICチップ情報は「特定事業者が提供するソフトウェア」を使用せず送信することも可。

オンラインで完結可能な本人確認方法(個人顧客向け②)

「本人確認書類のICチップ情報」+「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法 [犯収法規則6条1項1号へ(1)]

[例]



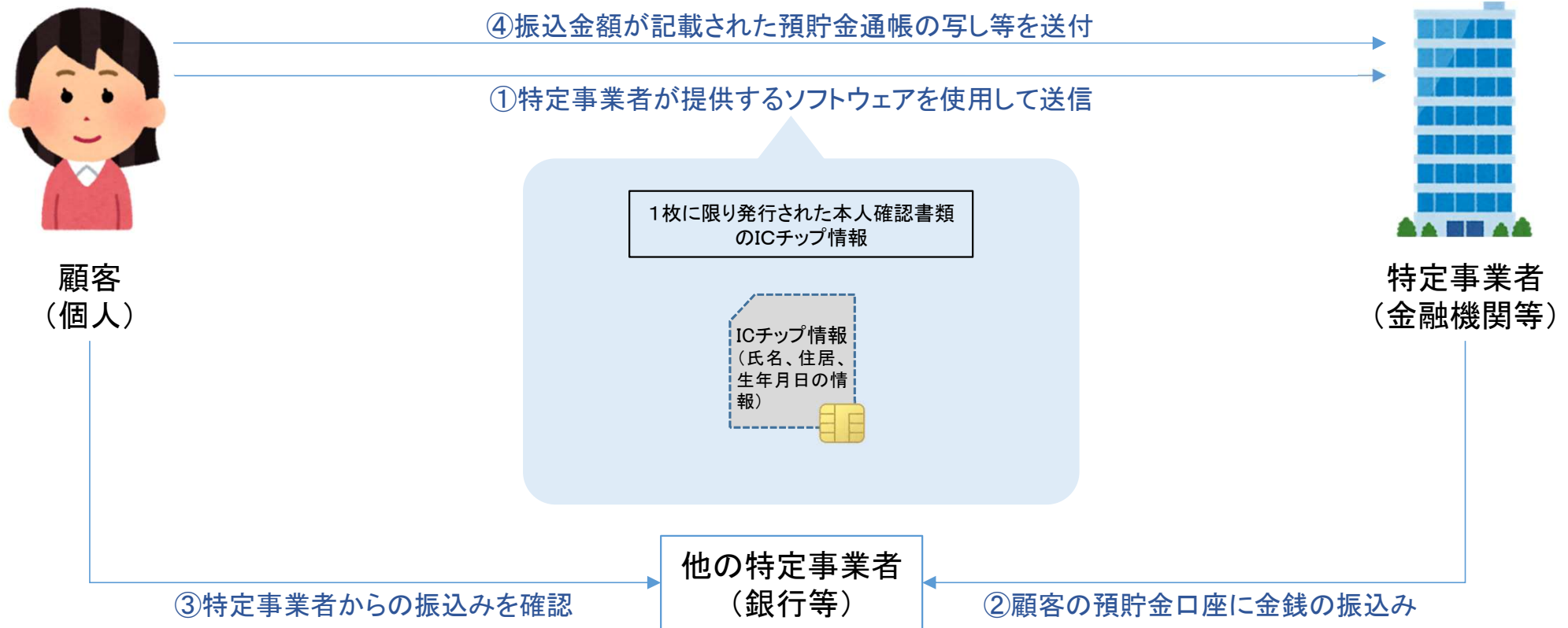
【補足】

- ✓ 「特定事業者が提供するソフトウェア」は、特定事業者の委託先などが開発・提供するソフトウェアも可。また、ソフトウェアを使用する端末は、顧客の端末(パソコン、スマートフォンなど)でも特定事業者の端末でもいずれも可。

オンラインで完結可能な本人確認方法(個人顧客向け③)

「本人確認書類のICチップ情報」+「顧客名義口座への振込み」を用いた方法 [犯収法規則6条1項1号へ(2)]

[例]



【補足】

- ✓ 「特定事業者が提供するソフトウェア」は、特定事業者の委託先などが開発・提供するソフトウェアも可。また、ソフトウェアを使用する端末は、顧客の端末（パソコン、スマートフォンなど）でも特定事業者の端末でもいずれも可。

オンラインで完結可能な本人確認方法(個人顧客向け④)

「カード代替電磁的記録」を用いた方法 [犯収法規則6条1項1号リ]

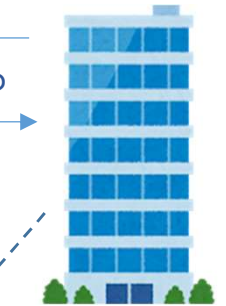
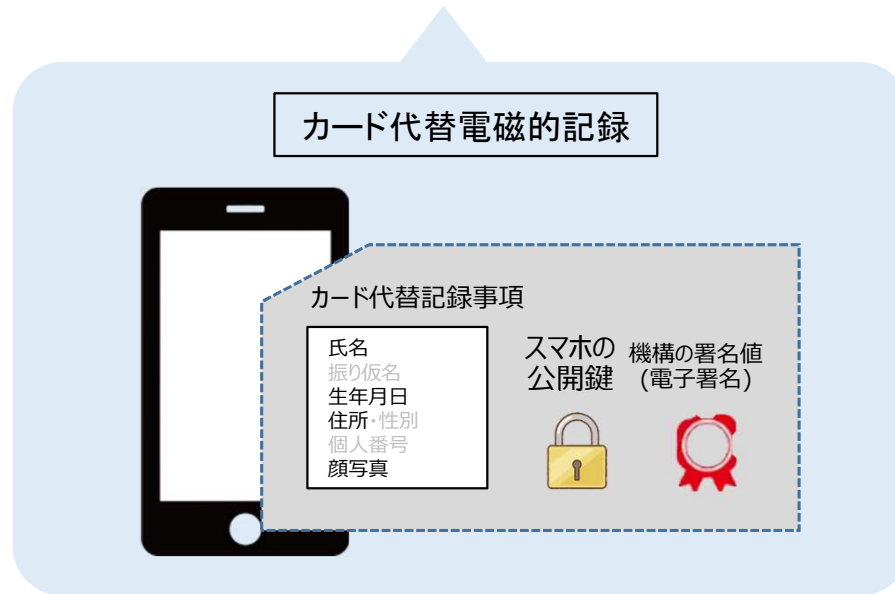
[例]



顧客
(個人)

①カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、「氏名、住所、生年月日及び顔写真」を求める

②送信用プログラムを用いて①で求められた情報を送信



特定事業者
(金融機関等)

③確認用プログラムにより、送信を受けた情報が顧客のものであることを確認

【補足】

- ✓ カード代替電磁的記録とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」)第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。
- ✓ 送信用プログラムとは、番号利用法第18条の3第1項により内閣総理大臣の認定を受けたプログラムをいう。
- ✓ 確認用プログラムとは、番号利用法第18条の4第1項により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第2項の認定を受けたプログラムをいう。

オンラインで完結可能な本人確認方法(個人顧客向け⑤)

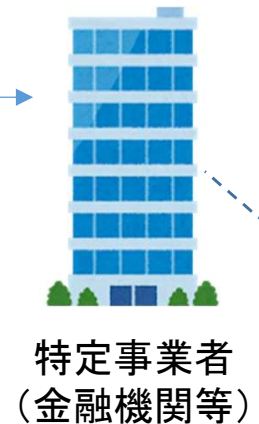
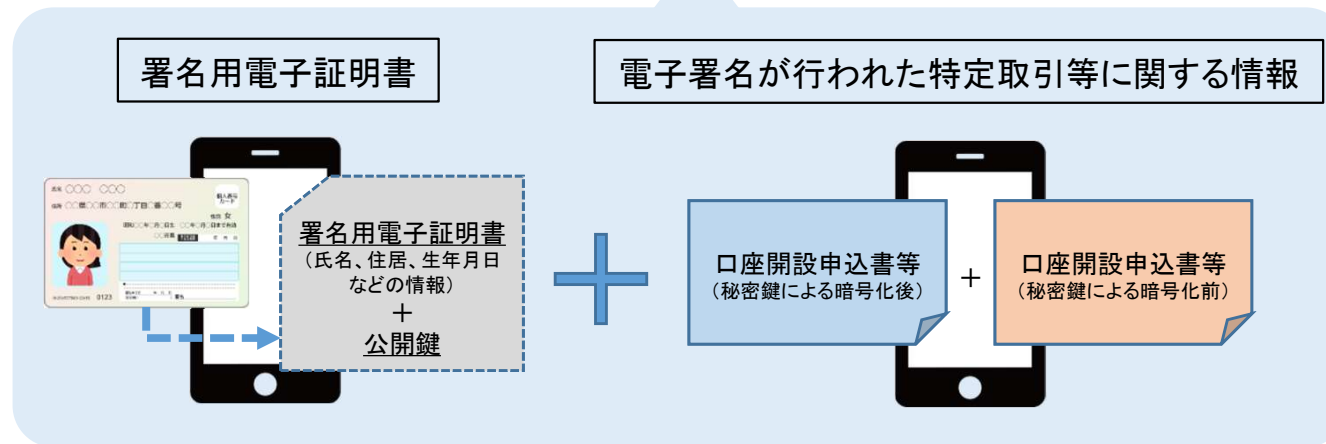
「公的個人認証サービスの署名用電子証明書(マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書)」を用いた方法[犯収法規則6条1項1号ヲ]

[例]



顧客
(個人)

①「署名用電子証明書」+「電子署名が行われた特定取引等に関する情報」の送信



③電子署名を検証
(なりすまし改ざんがないことを確認)

地方公共団体情報システム機構
(署名用電子証明書の発行者)

②署名用電子証明書の有効性を確認

【補足】民間事業者が公的個人認証サービスを利用する場合、公的個人認証法17条1項6号の総務大臣の認定を受ける必要があるが、当該認定を受けた他の事業者(公的個人認証サービスのプラットフォームを提供する事業者)に、電子証明書の有効性の確認、電子署名の検証等に係る業務を全て委託することにより、当該認定を直接受けずに公的個人認証サービスを利用することも可能。

(参考)総務省「公的個人認証サービスによる電子証明書(民間事業者向け)」 https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html

オンラインで完結可能な本人確認方法(個人顧客向け⑥)

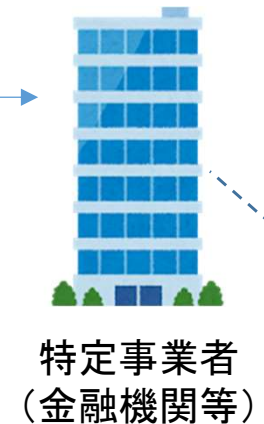
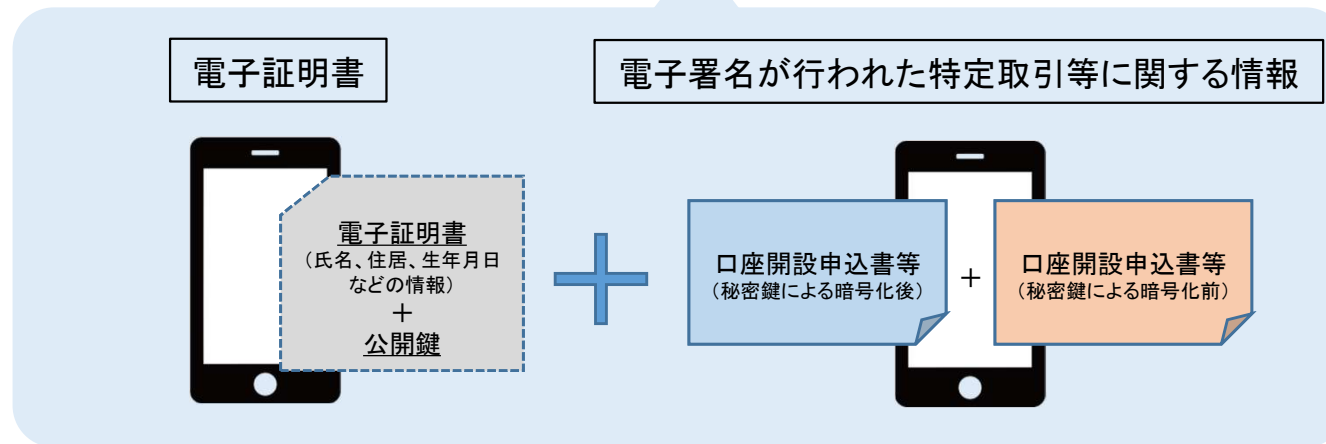
「民間事業者発行の電子証明書」を用いた方法 [犯収法規則6条1項1号ル・ワ]

[例]



顧客
(個人)

①「電子証明書」+「電子署名が行われた特定取引等に関する情報」の送信



③電子署名を検証
(なりすまし改ざんがないことを確認)

電子証明書を発行した民間事業者
(電子署名法の認定認証事業者又は公的個人認証法
17条1項5号の認定を受けた署名検証者)

②電子証明書の有効性を確認

(参考)

デジタル庁「電子署名」 <https://www.digital.go.jp/policies/digitalsign>

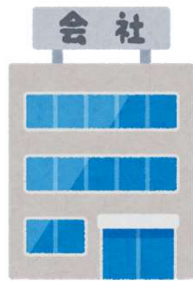
総務省「電子署名・タイムスタンプ」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/law-index.html

法務省「電子署名法の概要と認定制度について」 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html>

オンラインで完結可能な本人確認方法(法人顧客向け①)

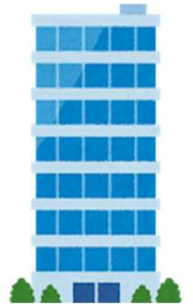
「登記情報提供サービスの登記情報」を用いた方法 [犯収法規則6条1項3号ロ]

[例]



顧客
(法人)

①「法人の名称及び本店等の所在地」の申告



特定事業者
(金融機関等)

登記情報

会社法人等番号	〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇〇	
商 号	株式会社〇〇	
本 店	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号	
役員に関する事項	東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号 代表取締役 〇〇 〇〇	令和〇年〇月〇日就任 令和〇年〇月〇日登記
	取締役 〇〇 〇〇	令和〇年〇月〇日就任 令和〇年〇月〇日登記
	取締役 〇〇 〇〇	令和〇年〇月〇日就任 令和〇年〇月〇日登記

民事法務協会

②登記情報提供サービスの登記情報を確認

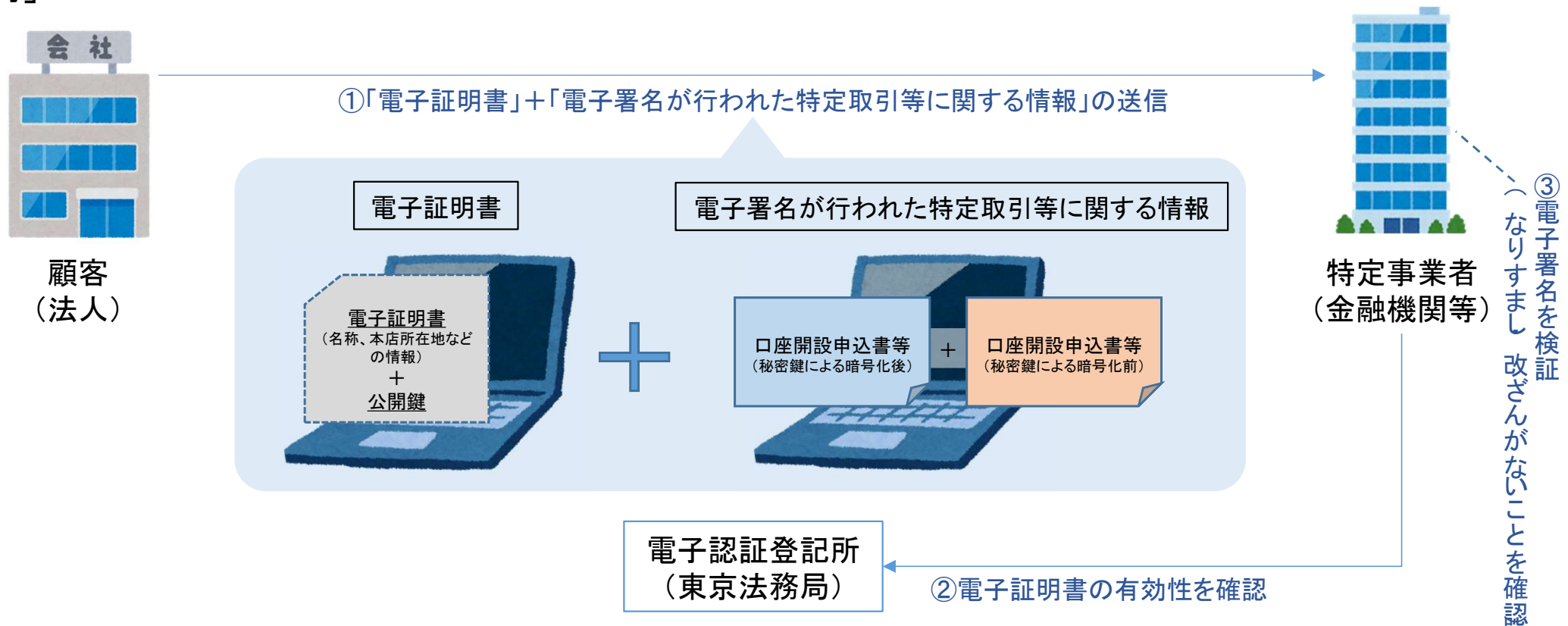
【補足】顧客である法人の取引担当者(取引の任に当たる自然人)の本人確認(取引時確認)も併せて行う必要。また、当該取引担当者が当該法人の代表権を有する役員として登記されていない場合は、上記に加え、顧客の本店等宛に取引関係文書を転送不要郵便物等で送付する必要。

(参考)一般財団法人民事法務協会「登記情報提供サービス」 <https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

オンラインで完結可能な本人確認方法(法人顧客向け②)

「電子認証登記所発行の電子証明書」を用いた方法 [犯収法規則6条1項3号ホ]

[例]



【補足】顧客である法人の取引担当者(取引の任に当たる自然人)の本人確認(取引時確認)も併せて行う必要。

(参考)法務省「商業登記に基づく電子認証制度」 <http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/index.html>